

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

高知県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 安芸地域

(1) 現況

本地域の海岸平坦地では、恵まれた日照条件を活かした施設園芸が盛んで、生産量日本一を誇るナス栽培や海岸段丘のさつまいも、また、中山間地域では、県内でも有数の生産量を誇るユズ栽培が行われている。

本地域は、労働集約型の農業が発展したことで、担い手への農地の集積が進んでいないことから、担い手当たりの経営面積が比較的小さい。

また、大きい河川がないため、農業用水の確保に長年苦勞してきたことや中山間地域では高齢化が進んできていることから、地域の実態に合わせた「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」、「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

一方、環境保全型農業への関心の高まりから、施設園芸では天敵昆虫の利用などによるIPM技術の導入や、ユズでは有機農業の取組が進んでおり、今後、さらに多くの品目及び地域への取組の拡大を図っていく必要がある。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

2 中央地域

(1) 現況

○中央東

本地域は、一級河川物部川沿いに多様な農業が行われており、南部には香長平野が広がり、温暖な気候を利用した早期水稻やシシトウ、ニラ、グロリオサなどの施設園芸や、施設を使った果樹栽培も盛んに行われている。

また、中山間地域では、露地シシトウ、温州みかん、土佐文旦などがあり、上

流域では、ユズ栽培が盛んに行われている。

○中央西

本地域は、一級河川仁淀川、二級河川鏡川などの川沿いに多様な農業が行われている。南部海岸平坦地では、温暖な気候を利用したキュウリ、ショウガ、ピーマン、花きなどの施設園芸や土佐文旦、梨などの果樹が栽培されている。

また、中山間地域では、ニラ、高糖度トマトなどの施設園芸や露地ショウガ、梨、ユズなどの果樹、上流域では茶の栽培が行われている。

○須崎

本地域は、一級河川四万十川、二級河川新莊川、久礼川沿いに多様な農業が行われている。海岸平坦地では、ミョウガ、キュウリ、シシトウ、花きなどの施設園芸、海岸傾斜地では、ポンカン、土佐文旦等の果樹、高南台地では水稻、ショウガ、大豆、施設ニラ栽培など、地域の立地条件に合わせた栽培が営まれている。

また、山間地域では、特産の茶、夏期の冷涼な気候を生かした米ナス等の雨除け栽培、イチゴの高設栽培、ミョウガの施設栽培及びナバナの露地栽培が営まれている。

以上の中央東、中央西、須崎の3地域では、多様な農業がなされる一方、高齢化・担い手不足が地域の課題となっており、地域の実態に合わせた「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」、「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」など、多面的機能が今後とも適切に発揮される取組が必要である。

また、須崎地域の高南台地では、集落営農組織が多く設立されており、この組織を含めて、地域の実態に合わせたそれぞれの活動等により、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

一方、環境保全型農業への関心の高まりから、施設園芸では天敵昆虫の利用などによるIPM技術の導入や、ユズでは有機農業、水稻では生物多様性に資する取組が進んでおり、今後、さらに多くの品目及び地域への取組の拡大を図っていく必要がある。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、各地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 幡多地域

(1) 現況

本地域は、一級河川四万十川の中・下流域に位置し、立地条件に合わせた作物が導入されている。南部平坦地では、水稻栽培に加えて、施設園芸が盛んでキュウリ、ニラ、ミョウガ、ナス、露地栽培では、ブロッコリー、ナバナ、オクラ、シシトウ、果樹栽培では、土佐文旦、ユズ、花きでは、宿根カスミソウ、テッポウユリなどが栽培されている。

また、本地域では、集落営農組織が育ってきており、この組織を含めて、地域の実態に合わせた「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

一方、環境保全型農業への関心の高まりから、施設園芸では天敵昆虫の利用などによるIPM技術の導入や、露地野菜では有機農業、水稻では生物多様性に資する取組が進んでおり、今後、さらに多くの品目及び地域への取組の拡大を図っていく必要がある。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

○地域区分

地域名	安芸地域	中央地域			幡多地域
		中央東	中央西	須崎	
市町村名	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	南国市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村	高知市 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	須崎市 中土佐町 梶原町 津野町 四万十町	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町
	9	7	7	5	6

出典：地域区分は「第 56 次 高知県農林水産統計」より引用
中央地域は、県農業振興センター管内で区分

第 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第 6 条第 2 項第 4 号に規定する、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第 3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について
促進計画の区域は、適当な縮尺の地図又は地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。
- 2 促進計画の目標について
必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後 5 年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について
法第 3 条第 3 項各号の事業については、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図又は地番によりその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会における施策の点検及び効果の評価

県内における多面的機能発揮促進事業を計画的かつ効果的に推進するため、学識経験者等による第三者委員会を設置し、事業の点検及び効果の評価等を行うこととする。

2 県内における推進体制の整備

法第3条第3項各号に係る事項の取組の推進にあたっては、県、市町村及び農業者団体等による連絡調整会議等を中心とした推進体制を整備し、関係者が一体となって推進を図ることとする。

3 関係者間における連携の確保

県、市町村、農業者団体だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者と連携し、相互の情報共有を図るとともに、国からの情報伝達、農業者団体等からの意見集約等を行うことにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。